

## 函館市行財政改革推進会議設置要綱

(目的および設置)

第1条 本市の行財政改革の推進にあたり，外部有識者等の意見を反映させるため，函館市行財政改革推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行財政改革推進プラン等に関する事項
- (2) 市が実施する事業の評価に関する事項
- (3) その他，市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 会議は，委員5人以内で組織する。なお，委員のうち1人は，公募によるものとする。

2 公募以外の委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経営分析等に精通する者
- (3) 企業経営に参画する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(組織)

第5条 会議に委員長1人および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は，委員の互選により定める。

3 委員長は，会議を代表し，会務を総理する。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は，委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年8月22日から施行する。
- 2 函館市行財政懇話会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市財政再建推進会議設置要綱第3条の委員ならびに第5条の委員長および副委員長である者は、改正後の第3条の委員ならびに第5条の委員長および副委員長に委嘱され、または選任された者とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、改正前の委員の残任期間とする。